

**令和４年度医療勤務環境改善支援センター事業委託業務
公募型プロポーザル説明書**

１ 趣旨

医療従事者の離職防止及び定着促進を図るため、医療従事者の勤務環境改善に係る取組を行う医療機関に対し総合的な支援を行う「医療勤務環境改善支援センター」を設置・運営するにあたり、業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

２ 業務概要

（１）名称

令和４年度医療勤務環境改善支援センター事業委託業務

（２）業務の内容

「医療勤務環境改善支援センター」の設置及び運営

※詳細は別添業務委託仕様書に記載のとおり

（３）委託料上限額

２，４８０千円（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

（４）契約期間

令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで

（５）留意事項

本事業の実施については令和４年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により契約を行わない場合や委託金額、委託期間等を見直した上で再募集を行う場合があります。また、国の交付金等の状況により、契約内容を変更する場合があります。なお、いずれの場合においても、本事業の受託者募集に要した経費を請求することはできません。

３ 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者とします。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２）奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成７年１２月奈良県告示第４２５号）による競争入札参加資格者名簿に登録している者にあつては、参加申込書提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でないこと。
- （３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」という。）第３０条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- （４）平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）附則第２条によ

- る廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (6) 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (11) 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の21第1項から第3項までの事務を適切、公正かつ中立に実施できる者であること。具体的には、地域において医療に関する公益的な事業を実施する非営利法人等、当該事務を適切に実施する能力を有する法人であること（平成26年10月1日医政総発1001第1号厚生労働省医政局総務課長通知）。
- (12) 公告の日から過去5年以内に、国又は地方公共団体から県内医療機関を対象とした相談、研修等に関する業務を受託し、誠実に履行した実績があること。

4 提出書類

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を作成して提出してください。

なお、責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けません。

- (1) 参加申込書（様式1）の提出 正1部
- (2) 企画提案書の提出 各正1部 副5部

ア 企画提案書

○表紙（様式2）

○実施体制及び事業計画（様式3）

①実施体制

・委嘱予定の医業経営アドバイザーの名簿（病院等の個々の事情に応じて効果的な個別支援等ができるよう、診療報酬面、医療制度・医事法制度、組織マネジメント・経営管理など医業分野に関する専門的知識が豊富であることが分かるよう、保有資格、実績等が記載されたもの）を付すこと。

・実績や経歴などをもとに、アドバイザーの中から指揮する者（リーダー）を決定し、配置すること。

・アドバイザー間の連携漏れや情報共有漏れを防止することができるよう、アドバイザ

一間の連携や情報共有の方法を具体的に記載すること。

- ・開設日及び開設場所、間取り図を記載すること。
- ・事務処理体制を記載し、また、対応方針の考案、アドバイザーの配置、広報業務等の事務分担を記載すること。
- ・今後、更なる推進が必要な「医師の働き方改革」に関して、国等の関係機関から情報収集する手段について記載すること。

②事業計画

以下について記載すること。

- ・個別支援業務等と方針や手段（病院等の機能や規模別の課題を把握、分析すること。）
- ・勤務環境改善を促進することを目的とした研修の内容、日程
- ・勤務環境改善支援センターが認知され、事業の効果的な活用を図ることができるような周知、広報業務の内容

イ 見積書（様式任意）

ウ 事業者の概要がわかる資料（様式4）

定款等の資料を付し、3（11）に記載する非営利法人等であることが分かるよう資料に示すこと。

エ 同種又は類似の業務実績（様式5）

公告の日から過去5年以内に、国又は地方公共団体から県内医療機関を対象とした相談、研修等に関する業務を誠実に受託した実績を記載すること。

（※）上記ア～エの企画提案書等については、原本以外は提案者を特定することができる内容の記述（社名、印鑑、ロゴマーク、コーポレートカラー等）を記載してはいけません。記載がある場合は、その項目を無効とします。

5 参加申込書の提出

（1）提出期限

令和4年3月11日（金）の午後4時まで

（2）提出方法及び提出先

提出方法は、持参又は郵送によるものとします。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和4年3月11日（金）午後4時までに到着したものに限り受け付けます。

提出先は「13 問い合わせ先」に同じです。

（3）提出書類

4（1）で示す書類

6 質問及び回答

（1）質問受付期限

令和4年3月8日（火）の午後4時まで

（2）質問方法

別紙質問票（様式6）に質問内容を記入し、事前に電話連絡の上、ファクシミリにより提出してください（審査の内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付

けません。)

連絡先・提出先は「13 問い合わせ先」に同じです。

(3) 回答方法

各事業者からの質問については、参加申込書の提出があった全事業者あて、令和4年3月10(木)午後4時までにファクシミリで回答します。併せて、回答内容をホームページ上で公表します。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和4年3月18日(金)の午後4時まで

(2) 提出方法及び提出先

提出方法は、持参又は郵送によるものとします。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和4年3月18日(金)午後4時までに到着したものに限り受け付けます。

提出先は「13 問い合わせ先」に同じです。

(3) 提出書類

4(2)で示す書類

8 企画提案書の審査

(1) 最優秀提案者選定及び審査基準

提出された企画提案書について、「医療勤務環境改善支援センター事業委託事業者選定委員会」(以下「委員会」という。)で、(2)のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行い、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を最優秀提案者として選定します。なお、プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合は失格とします。

審査基準は、別紙1のとおりです。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

① 日時：令和4年3月23日(水)

② 場所：奈良県庁

なお、時間等詳細については、後日、対象者に対して通知します。

③ プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は3名までとします。

④ プレゼンテーション及びヒアリングの時間配分は1提案者あたり20分(内訳はプレゼンテーション10分、ヒアリング10分)とします。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、企画提案書を提出された全事業者あて、書面により通知します。

併せて、審査の結果をホームページ上で公表します。最優秀提案者以外の応募者名は表示しません。

9 委託契約の締結について

審査の結果、選定された最優秀提案者を受託者として、奈良県契約規則に基づき委託契約を締結します。

契約額は、企画提案書に記載された所要経費の見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定します。また、契約に際しては、正式の見積書を提出することになります。なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった事業者を受託者として、同様の手続を行うこととします。

10 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 最優秀提案者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4) 及び (5) 中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

12 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 提出されたすべての書類は返却しません。なお、本プロポーザルに係る審査以外には使用し

ません。

- (3) 必要に応じ、追加資料の提出を求めることがあります。
- (4) 一旦提出された書類の差し替え及び追加、削除は、原則として認めません。
- (5) 提出書類の作成、提出等に要する費用は各事業者の負担とします。
- (6) 応募者が次の事項に該当した場合は、失格とする。
 - ① 上記3に示した参加資格が備わっていないとき。
 - ② 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
 - ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載すべき事項に適合せず、県の定めた期日までにその補正に応じないとき。
 - ④ 一以上の審査項目についての記載がなかったとき。
 - ⑤ 委託上限金額を超える見積書が提出されたとき。
 - ⑥ その他不正な行為があったとき。
- (7) 提出書類を提出後に、応募者が入札参加停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続の資格を失うものとします。
- (8) 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに奈良県まで連絡するとともに、書面により届けてください。
- (9) 受託者は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ奈良県の承認を受けた場合はこの限りではありません。
- (10) 別紙2「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守するものとします。
- (11) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県契約規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとします。
- (12) 新型コロナウイルス感染症対策に伴い、出社ができない等の理由により、4 提出書類に規定する参加申込書及び企画提案書に関し、それぞれ定める提出期限までに代表者印の押印ができない場合は、代表者印の押印がない書類の提出も可とする。この場合は、押印できない理由を可能な限り具体的に記した理由書を併せて提出すること。

13 問い合わせ先

奈良県 福祉医療部 医療政策局 地域医療連携課 医師・看護師確保対策室 医師対策係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟3階

TEL : 0742-27-8644 (ダイヤル)

FAX : 0742-27-7811

医療勤務環境改善支援センター事業
業務委託事業者選定に係る審査基準

審査対象事項

評価項目	評価基準	配点 ①×②	基本 点数 ①	評価 係数 ②
1 事業実績や 人員体制等 の事業者の 適格性 (30点)	① 医療機関を対象とした支援業務や研修に関する実績を豊富に有しているか。	10点	5点	2.0
	② 委嘱予定の医業経営アドバイザーは、病院等の個々の事情に応じて効果的な個別支援等ができるよう、診療報酬面、医療制度・医事法制面、組織マネジメント・経営管理など医業分野に関する専門的な知識が豊富か。また、経歴や業績などから適切にリーダーを決定しているか。	10点	5点	2.0
	③ 対応方針の考案、アドバイザーの配置、広報業務等を円滑に実施することができる人員体制であるか。	5点	5点	1.0
	④ 今後、更なる推進が必要な「医師の働き方改革」に関して、国等の関係機関から情報収集する体制に長けているか。	5点	5点	1.0
2 業務目標達成のための 実施体制の 適格性 (20点)	① アドバイザー間の連携漏れや情報共有漏れを防止することができるよう、アドバイザー間の連携や情報共有の場の設定が工夫されているか。	10点	5点	2.0
	② 医療機関等からの電話・来所相談や訪問支援依頼に対し、開設日、開設場所・スペースなど利用しやすさに配慮した工夫がなされているか。また、新型コロナウイルス感染症に対応した計画となっているか。	10点	5点	2.0
3 事業計画 (支援・研修) の適切性 (30点)	① 病院等の機能又は規模別の課題を把握、分析しており、個別支援業務等の方針や手段が勤務環境改善に関する課題解決に効果的なものとなっているか。	15点	5点	3.0
	② 効果的に医療従事者の勤務環境改善を促進することができるような研修内容となっているか。	15点	5点	3.0
4 個人情報保護等情報管理 体制 (10点)	① 個人情報等の管理上の効果的な対策(運用上の仕組みやルール作り)について記述されているか。	10点	5点	2.0
	② 個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修対策(計画)について記述されているか。			
5 経費の 妥当性 (10点)	① 評価点数は、次の式により求める。 評価点数＝10点×(最も安価な見積額÷当該提案者が提示する見積額) ※小数点以下切り捨て	10点		
	合 計	100点		

- ・採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。
- ・提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。
- ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上

- ある提案者は、受託事業者として特定しない。
- 提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。
- ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。

項目別配点

審査（評価）	配 点
極めて高い（極めて良好）	5
高 い（良好）	4
中 位（普通）	3
やや低い（やや不十分）	2
低い（不十分）	1

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保健法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。